

平成21～  
23年度の

# 介護保険料を改定

年間2,400円アップ(65歳以上の基準額)

六十五歳以上(第一号被保険者)の介護保険料が改定されました。介護認定者の増加を背景に、基準額で年間二千四百円の増額。今後三年間は、この度改定した保険料を納めていただくこととなります。

介護保険料は、三年ごとに見直され、サービス利用料や、それに伴う費用の見込みに応じて設定されます。

村では、今後三年間(平成二十一年度～二十三年度)の介護費用総額を二十億円あまりと算定。関川村介護保険運営協議会(利用者家族や被保険者、医師、サービス事業者など十一人で構成)で検討し、この度の改定額としました。

所得段階はこれまでと同様の六段階で、基準となる四段階をもとに、所得に応じた負担となるように分かれま

す。なお、第二号被保険者(四十歳～六十四歳)の保険料は、全国一律で、国が毎年定めています。

\* 介護保険料等に関するお問い合わせは、住民福祉課 健康介護班へ  
☎六四 一四七二

## 介護保険の財源内訳

1 割		9 割			
自己負担	20% 第1号保険料 (65才以上)	30% 第2号保険料 (40才～64才)	12.5% 村負担	12.5% 県負担	20% 国負担

国からの交付金 5%



所得段階	対象となる方	保険料調整率	保険料(年額)
1	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が村民税非課税の方	基準額 × 0.5	25,200円
2	世帯全員が村民税非課税の方で、本人の年金収入が80万円以下の方等	基準額 × 0.5	25,200円
3	世帯全員が村民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	37,800円
4 (基準)	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人は村民税非課税の方	基準額 × 1.0	50,400円
5	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額 × 1.25	63,000円
6	本人が村民税課税で、前年度の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5	75,600円

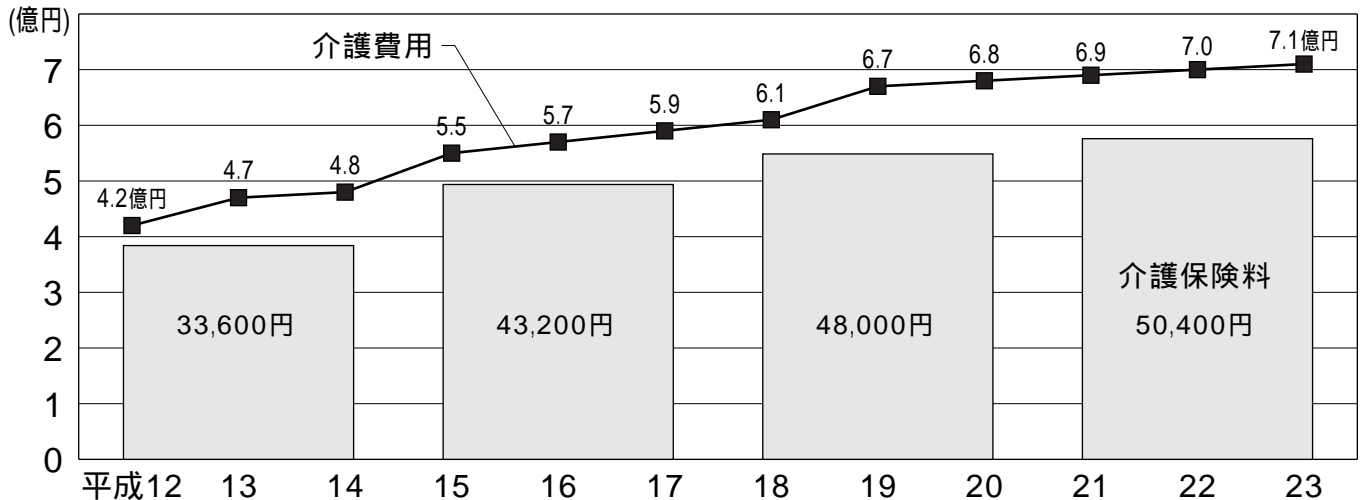
老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

**介護報酬改定(プラス三%)に伴う  
保険料上昇分の軽減措置**

介護に従事する人の処遇を改善するために、介護報酬がプラス三%改定されました。この改定によるプラス分が保険料に反映されますが、保険料が急激に上昇しないよう、緊急特別対策による軽減措置が講じられています。

## 村の介護保険料と介護費用の推移(保険料算定数値)



## 介護保険料の納め方は？

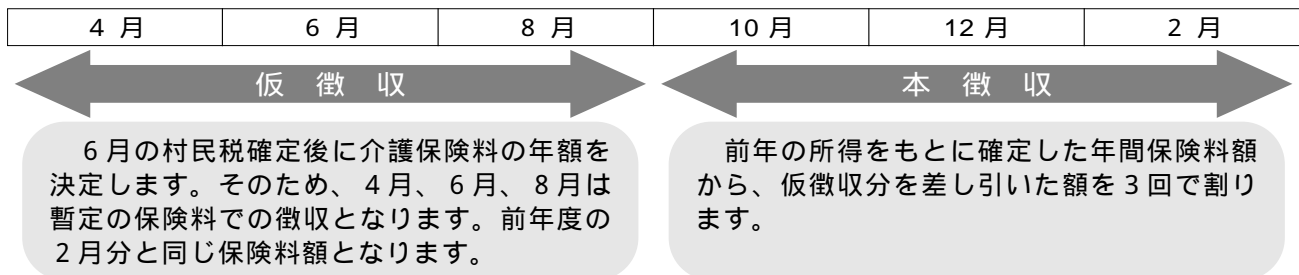
保険料の納め方は、年金の受給額によって以下の2通りに分かれます。

### 特別徴収

年金が、年額18万円以上の方 年金から天引きになります。

保険料が年金の支払月(年6回)に天引きになります。

年度の途中で特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6ヶ月後から保険料が年金から天引きになります。



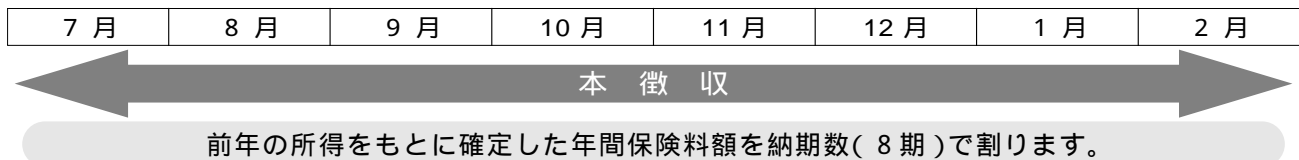
### 普通徴収

年金が、年額18万円未満の方 納付書あるいは口座振替で納めていただきます。

保険料を納期限までに納付して下さい。納期限は7月から翌年2月までの年8期となっています。

村から通知書と納付書を送付します。

関川村役場税務会計課会計班・村上信用金庫関川支店・にいがた岩船農協関川支店・第四銀行坂町支店・ゆうちょ銀行で納付できます。



## 便利で確実な口座振替を！

口座振替の手続きは、指定金融機関(村上信用金庫関川支店・にいがた岩船農協関川支店・第四銀行坂町支店・ゆうちょ銀行)または関川村役場住民福祉課で手続きが出来ます。通帳と通帳印をお忘れなく！